



ABE GATE !

首相官邸への投稿

首相官邸では、常時ご意見ご感想を募集しています（下図）。国際資料研究所では、2018.3.17 以下を投稿しました。匿名の投稿です。

日本の行政のトップである安倍さん、引け際は大切です。

安倍さん、すぐにも自ら首相を辞めてください。あなたは国民にたくさんのウソをついてきました。私はそうしたウソにもうんざりしています。今まで黙っていた自分に嫌気がさしています。ウソは泥棒の始まり、と教えられました。この教えに倣うなら、あなたは泥棒です。フクシマ沖の水質が「完全に制御されている」という大嘘をついた時に、人々はあきれました。私もその一人でした。その後の数々の大小のウソは「息を吐くように」口から飛び出していました。国民の一人として、その嘘は一つ一つ、いやな思いをしながら見ていました。

原発は全部やめるといって政権につきながら、これまでの原発を全部再稼働させようとしているあなたの姿勢は、大ウソつきです。その大嘘を根拠に衆議院の解散を行い、多数派工作をしました。でも、この選挙結果は国民を欺いたものに他なりません。

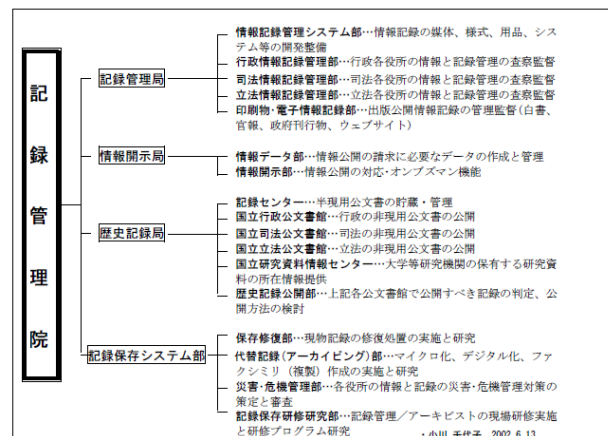
今、森友学園用地の売却を巡る公文書改ざんが明るみに出て、その責任がだれにあるかなどと麻生さんに言わせていますが、これは、あなたのことばが本当でなければならないからと、財務官僚が無理やりその嘘を本当にするためにウソをつかされた結果です。もとはといえば、あなたが「妻はかかわっていない、かかわってるなら総理大臣も議員もやめる」といったことと、それ以前に作成された公文書という証拠とが矛盾することになった。あなたが発した「これが嘘ならやめる」

といったことばがウソでないようにみせるために、それ以前に官僚のみなさんが本当のことを記録していた公文書の内容を改ざんした。そのために一人の担当者は命を落としました。それでもなお、総理大臣の座にしがみついているあなたは醜悪そのものです。日本の恥です。

詐欺師は嘘がばれたらさっさと身を引きなさい。早く総理大臣を辞めてください。日本国と国民の名誉のために、お願いします。（ち）



国際資料研究所「記録管理院構想」2002



おもな内容

ABE GATE ! 首相官邸への投稿/記録管理院構想 2002…1
紹介 ISO15489 信頼にたる記録の特徴/委員会傍聴……………2
視点・愛知県東栄町の書庫火災……………3

DJI レポート No. 113 20180331

あしあと/文献紹介【再掲】公文書管理問題関連文獻……………4
消息/活動/写真・花菰天国とマルコちゃん……………5
巻末随想……………6

【DJI 資料ご紹介】 ISO 15489 記録管理標準

「信頼にたる記録の特徴」とは…

文書主義 組織で行う事業はすべて文書によって行う
 文書の特徴 信頼性、確実性、客観性、永続性 がある
 ファイリングを教えるに当たり、一番の基本としていたのはこの 2 点だ。これを ISO15489 では次のように解説している。

5.2.2 信頼にたる記録の特徴

5.2.2.1 真正性

真正な記録とは以下を証明できるものである：

- a) 記録が主張している通りのものであること；
- b) それを作成または送付したと主張する者が、作成または送付していること；そして
- c) 主張された時間に作成され、送付されていること。

記録の作成、キャプチャ、そして管理(6.2 参照)をコントロールするビジネスルール、プロセス、ポリシーと手順は記録の真正性を確実にするために実施され、そして文書化されることが望ましい。記録の作成者は承認され特定されることが望ましい(6.3 参照)。

5.2.2.2 信頼性

信頼性のある記録とは：

- a) そのコンテンツが、対象のトランザクション、アクティビティまたは事実の完全で、かつ正確に表現していると信頼できること；そして
- b) 引き続きトランザクションまたはアクティビティにおいてよりどころとすることが出来るもの。

記録は、関連するイベントの発生時、又はその後、事実について直接知っている個人によって、又はそのトランザクションの実施のために日常的に使用されているシステムによって作成されることが望ましい。

5.2.2.3 完全性

完全性のある記録とは、完全で変更されていないものをいう。

記録は許可の無い変更から保護されなければならない。記録を管理するポリシーと手順には、記録が作成された後にどのような追記または注記を行うか、どのような条件の元にそのような追記や注記が承認されるのか、誰がそのような承認を行うかを規定することが望ましい(6.2 を参照)。全ての承認された注記や追記、または削除は明示的に示され、追跡可能とすることが望ましい。

5.2.2.4 ユーザビリティ

利用可能な記録とは、ステークホルダーにとって妥当と考えられる時間内に、存在場所が分かり、検索でき、表示でき、解釈できるものをいう。

利用可能な記録とは、その記録が作成されたビジネスプロセスまたはトランザクションと結び付けられることが望ましい。関連するビジネストランザクションを文書化した記録の関連性を維持することが望ましい。

記録のメタデータは、ID、フォーマットまたは保存情報など、記録を検索し、表示するために必要な情報を提供することで利用性をサポート出来ることが望ましい(5.2.3 参照)。

(上記は記録管理学体系化の研究報告書 2016 掲載の資料、ISO15489 仮訳から該当部分を引用した。)

公文書管理委員会傍聴

3月26日、第62回公文書管理委員会を傍聴した。傍聴申込書はウェブからダウンロードして、必要事項を記入したらファックスで申し込む。折り返し傍聴整理券がファックスで送られてきた。傍聴は久しぶりだ。公文書管理法の準備段階では、随分頻りに懇談会を傍聴したものだ、改めて思い出す。委員の皆様はどのようなことを議論されるのだろうか、と出かける前からかなりドキドキした。

一般傍聴者は筆者を含め4名、なぜか知った顔ばかり。公文書管理課長と国立公文書館長が遠く向かい合っていた。傍聴者には議題が配給されず、議論を追うのに苦労した。17:30から始まった委員会は、きっかり18:30に終了した。

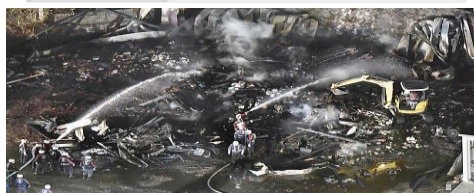
帰り道すがら、官邸前を通ったら、小人数の集団が「罪務省」とアピールしていた。(ち)



【チョコの火事場見学記】

2月18日 愛知県東栄町役場倉庫で火災

役場の倉庫が焼失したというニュースを、知人が書き込んだフェイスブックの記事で知った。この記事は2月19日付中日新聞電子版で、見出し



のトップに「公文書保管」の文字がある。昨今モリカケで公文書管理に世間の耳目が集まっているからか。愛知県北設楽郡東栄町役場の倉庫が火災にあい、そこで保管されていた公文書が焼失したという。これを報じた中日新聞ウェブの記事全文は次のようであった。

「(2月)18日午後2時15分ごろ、愛知県東栄町本郷の町管理の倉庫から出火、木造2階建て約110平方メートルを全焼し、周辺の枯れ草約2千平方メートルも焼いた。倉庫は、町役場庁舎の北約70メートルで、町の公文書などが保管されていた。

設楽署によると、近隣の男性が「役場の裏の枯れ草から白煙が上がっている」と119番した。枯れ草の火が燃え移ったとみられる。

町によると、公文書は役場内各部署のほか、役場敷地内の3カ所の倉庫と、燃えた倉庫に保管していた。燃えた倉庫には、作成時期の古い書類が多かったとみられる。村上孝治町長は「週明けに、どんな書類が保管されていたのかを調べる」と話した。町によると、燃えた倉庫はかつて、中学校の校舎の一部だった。約20年前から、町が倉庫として使用。1階に道路補修や水道工事用などの資材、2階に文書を保管していた。火災当時は施錠されていたという。」

新聞の電子版が公表されていた時には、火災現場の写真(写真1)が掲載されていた。この写真は中日新聞社のヘリからの撮影とあった。しかし、本稿をまとめようとした段階では、このウェブ記事はすでにアクセス不可となっていた。知人のFB記事は図2のように変形していた。

2月の最後の10日ほど、少し日程に余裕があったので、2月22日(金曜日)に現地見学に出かけた。片道300kmほどで、湘南の拙宅からは圏央道から東名高速、通行無料の奥三河道路と高速道路がつながり、一般道路の利用距離は20kmほどだった。

東栄町役場はすぐに見つかった。151号線沿いの静かなたづまいの町役場は、山肌に沿うように建てられていた。その脇の人ひとり歩くのがやつの細道を上に登ると、つと開けた場所にたどり着いた。元の東栄中学校の敷地らしい。校門の門柱と数本の古木がその雰囲気を与えていた。その中に広がるかなり広い駐車場は役場の利用者向けらしい。旧校門を背に山の方に向かって左手奥の一角は枯草が黒く焦げている。校門の正面少し右手奥には、黄色いフェンスで囲われた「立入禁止」の札が見えた。近づいてみたら、フェンスの中はすっかりブルーシートで覆われている。そのさらに右にはゴミの分別収集用の建物がある。この建物の向かって左側面の外壁は、火災にあったような炎のあと、壁材の熱溶解のような歪みが見えた。そのことから、立入禁止のフェンスの向こう側は全焼した文書の倉庫とみて間違いなさそう。不思議に焦げ臭いにおいはあまり感じなかった。しかし、足元には周辺が焦げて中の方は水濡れになって泥にまみれた公文書らしい紙の束も見えた。右隣の建物の裏手には緑の草むらがあった。そこには、周囲が焦げた印刷物のような紙が一枚、風にそよいでいた。

役場に戻り、飛び込みで総務課長さんに火事のことについて聞いてみた。課長さんからは、中日新聞の記事と同じ説明を聞くことができた。

「現在消防と警察が調べている。倉庫が火元ではないといわれました。2階の書庫には本棚があり、文書は(事務室と同じように)立てていた。文書保存箱などは使っていなかった。文書は古いものが多い。役所から遠いところに古いものを置いていたから。どんな書類が保管されていたのかは現在調査中。」ご説明からは、倉庫には保存期間満了後の文書があったのかな、と思われた。

東栄町は人口4,000人ほどの過疎地域のもあり、また現在高速道路建設中の様子だったので、数年後には様子は一変するかもしれない。火事による文書被害が町の貴重な歴史に及んでいませんように。



(ち)

●やぶにらみ文献紹介●◆▼●◆●●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆ 再掲：公文書管理問題関連文献

このところ公文書管理に関する話題に関心が高まっています。そこで、前回もご紹介した公文書管理関連文献を再掲します。

■朝日新聞グローブ 記録の力 高橋友佳理

この記事、アーカイブ資料が社会の中でどのような役割を担っているかを追求する視点が面白い。日本に限定することなく米国、北欧、国際機関を視野に納め、記録物がアーカイブとして保存されている現状に目を向けている。さらに言うと、9月3日以降も続々Web限定で記事がアップされていることを付け加えておきたい。最近では11月20日付では、先ごろ来日したトルディ・ピーターソンのインタビュー記事がアップされた。アーカイブと人権の問題を講じたトルディ・ピーターソンのアーキビストとしての経験を詳らかにし、人権問題とアーカイブ資料とのかかわりを解説した功績は大きい。

アーカイブ報道の新たなホープ、友佳理さん!!

■再掲 公文書管理関係資料集 独立行政法人国立公文書館 平成29年5月 PDF 2017-10-06 確認、
[URL:http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/h28_kanri_siryuu.pdf](http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/h28_kanri_siryuu.pdf)
国立公文書館制作の『アーカイブ基礎資料集』。とても便利な情報源、全229頁。

内容一覧

- 1 公文書等の管理に関する法律(平成21年7月1日法律第66号)
- 2 公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年12月22日政令第250号)
- 3 公文書管理委員会令(平成22年6月25日政令第166号)
- 4 国立公文書館法(平成11年6月23日法律第79号)
- 5 公文書館法(昭和62年12月15日法律第115号)
- 6 行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)
- 7 特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)
- 8 東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて(平成24年4月10日府令第86号内閣府大臣官房公文書管理課長)
- 9 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて(平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館)
- 10 領土・主権問題に関する行政文書ファイル等の管理について(通知)(平成28年11月28日閣副第722号・府令第291号内閣官房領土・主権対策企画調整室内閣参事官・内閣府大臣官房公文書管理課長)
- 11 電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針(平成22年3月26日内閣府大臣官房公文書管理課)
- 12 独立行政法人国立公文書館中間書庫業務要綱(平成23年3月15日館長決定)
- 13 独立行政法人国立公文書館利用等規則(平成23年4

月1日規程第4号)

- 14 独立行政法人国立公文書館利用細則(平成23年4月1日館長決定)
- 15 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(平成23年4月1日館長決定)
- 16 独立行政法人国立公文書館移管元行政機関等利用細則(平成23年4月1日館長決定)
- 17 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(抄)(平成11年5月14日法律第42号)
- 18 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(抄)(平成12年2月16日政令第41号)
- 19 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抄)(平成13年12月5日法律第140号)
- 20 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(抄)(平成14年6月5日政令第199号)
- 21 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(抄)(平成15年5月30日法律第58号)
- 22 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(抄)(平成15年5月30日法律第59号)
- 23 著作権法(抄)(昭和45年5月6日法律第48号)
- 24 特定秘密の保護に関する法律(抄)(平成25年12月13日法律第108号)
- 25 特定秘密の保護に関する法律施行令(抄)(平成26年10月17日政令第336号)
- 26 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(抄)(平成26年10月14日閣議決定)

■再掲 全国公文書館関係資料集 独立行政法人国立公文書館 平成29年6月、PDFで限定配布版
関係者にとっては大変有意義な資料集である。全250頁余と大部ではあるが、公開されればこの分野を学ぶ人には重要な情報源となるだろう。

内容一覧

1. 公文書館等一覧
2. 地方公文書館等の概要
3. 所蔵資料等の概要
4. 平成29年度事業計画等8
5. 地方公共団体の文書管理条例等から見た文書の保存、廃棄及び移管の概況
6. 地方公文書館等における歴史文書等の公開に関する条例、規則等の規定
7. 地方公文書館等の条例制定等状況
8. 地方公文書館に関する条例・規則等一覧
9. 地方公文書館の設置に関する条例等の内容一覧

●千代子のあしあと●◆▼●◆●●図書◆論文▼逐次刊行物■その他●◆▼●◆

▼DJIレポート No.113 20180331 2018年3月31日 up, 6p. PDF 国際資料研究所 www.djichiyoko.com
▼文献紹介『公文書館紀行』『記録と資料』No.80,2018.3 全史料協

▼「巻頭随想 公文書管理法~公文書館法から30年~」p.1-4; コラム「ユネスコ世界記憶遺産登録と日本政府の対応」p.54,岡山県立記録資料館紀要第13号, 2018.3

◇◆◇アーキビストの消息(順不同)◇◆◇【凡例：●個人■機関】

4月1日付

- 松本市文書館 館長 関沢 聡氏(博物館より)
- 長谷川幸代氏 跡見学園女子大学専任講師、中央大学兼任講師
- 李 東真氏 4月1日付 JST 研究員

- 上田 雄太氏 3月8日松島結加さんにご結婚。おめでとうございます。末永くお幸せに！
- 小川智瑞恵氏 3月末 東京大学大学文書館退職長らくお疲れ様でした。今後さらなるご活躍を！
- ☆本コーナーへの皆様のご協力に心からお礼申し上げます。

DJI国際資料研究所の主な活動

2018年1月1日～2018年3月31日

<出講>

1月9,16,23,30日、2月6日「博物館資料保存論」東京学芸大学 小金井キャンパス

<見学>

1月18日 寒川文書館、神奈川（記録管理学会研究プロジェクト研究会）

2月8日 寒川文書館、神奈川県

2月9日 松本市文書館、松本市、長野県

2月16日 岡山県立記録資料館、岡山市、岡山県

2月22日 東栄町役場、愛知県

<訪問>

1月3日 初詣 鶴沼伏見稻荷神社 藤沢市

1月18日 寒川文書館、神奈川（記録管理学会研究プロジェクト研究会）

2月16日 岡山県立記録資料館閲覧室、岡山市、岡山県

2月23日 木村政雄寒川町長と面会、寒川文書館運営審議会から、寒川文書館運営に関する要望書提出

<参加>

1月25日 千種台39会幹事会、有楽町さがみ、東京

1月27日、2月24日、3月24日 町内会役員会、市民の家、藤沢市、神奈川県

2月5日 喜代さんとランチ、藤沢

2月6日 森松社長への記録管理学会NLインタビュー同席、(株)国際マイクロ写真工業社、東京

2月8日 寒川文書館運営審議会(会長) 寒川、神奈川県

2月9日 松本市文書館運営協議会(会長) 長野県

2月16日 全史料協役員会、岡山県立記録資料館、岡山市、岡山県

2月24日 町内会芋煮会、緑の広場、藤沢

2月24日 国民投票の会、神奈川県民センター、横浜

3月3日 千種台39会 湘南倶楽部 下北沢、東京

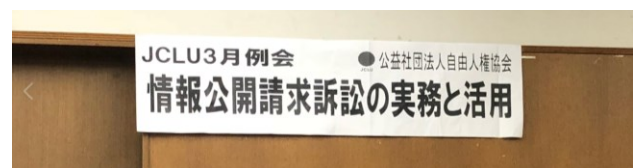
3月5日 ミキ先生とお茶、中野、東京

3月7日 雛の会、ノーザンテラス、札幌

3月8日 中央大学講師懇談会、多摩キャンパス、東京

3月20日 松浦勉さん『ふるさとの天地人』出版記念ランチ、池袋

3月20日 「情報公開請求組長の実務と活用」JCLU3月例会、弁護士会館、東京(写真)



3月23日 仁科記念財団見学、記録管理学会例会、東京

3月24日 ヨウコさんと地域の仕組みにつき懇談、国際資料研究所、神奈川県

<主催>

1月18日 記録管理体系化プロジェクト研究会、寒川文書館、神奈川県

2月17日 UNHCR 海外アーカイブ・ボランティア準備打合せ、新大阪

2月26日 記録管理体系化プロジェクト研究会、八雲クラブ 東京

<その他>

1月-3月 毎週右肩リハビリ、マリソル整形外科、原則毎週水曜日午後はマゴとの時間

3月17日 友子さんと電話会談

3月20日ごろからは何ら天国出現、国際資料研究所庭、神奈川県

3月26日 公文書管理委員会傍聴 中央合同庁舎4号館、霞が関、東京



花菰天国とマルコちゃん 湘南海岸にて

■ 巻末随想

■ 「モリカケ問題」「炭水化物疑惑」「Abegate」

— 高まる公文書管理への関心 —

「炭水化物疑惑」というのは、立憲民主党幹事長の辻本氏によるネーミングらしい。昨年来政治家による国有財産の私物化疑惑が取りざたされている森友学園の用地払下げ、家計学園獣医学部新設許可、それにスパコン補助金詐取の三つの問題をまとめてモリカケスパ、つまり全部「麺類」だから「炭水化物」とまとめたいらしい。この呼び方は残念ながらあまり普及しなかった。でも、モリカケは安倍晋三による権力乱用の象徴として誰もが知るところとなった。スパコン補助金詐取は、少しタイミングがずれたのか、新聞紙面への登場は限定的だった。

ところで、本誌編集中の3月13～18日は財務省の簡潔公文書改竄問題で騒がしい日々だった。欧米のメディアはAbegateなどのレッテルで日本の現政権を見限ったというメッセージが届くのに、これを日本のメディアが紹介できない。3月18日夜放映のTBS時事放談でようやく藤井元大蔵大臣が「自民党には(石破も含め)次の人がいると思う」という発言が聞かれた。ウソつきはほんとはよろしくない。同じ安倍でも正直一番、と揮毫した安倍能成はよほどまともかもしれない。財務省が「書き換え」という改竄公文書の改竄前のものが国会野党側に提出され、説明が行われている間中、テレビにくぎ付けだった。財務省の富山理財局長が、表情を動かさずに荒唐無稽な答弁を続けているのを見て、キャリアの人って大変だと思ったり、それでも佐川は知っていたといったあたりで、何やら吹っ切れてきたようにも見えたときには、なぜかこちらがホットした。おかしなものだ。

因みに場面は失念したが、加藤丈夫国立公文書館長も何やら説明のために登場していた。公文書管理法が毎日何度も人々の口の端に上るようになって、時代がようやくそこまで来たかと感じている

TBS時事放談、石破と藤井が言いたいことを慎重に表現。藤井は、石破を含め次の人はいると言いつつ放った。

■ 文科省 vs. 名古屋市教育委員会

これを追いかけるように文科省が前川喜平さんの名古屋市立中学校での講演内容について問い合わせをしたニュースが流れた。この時は河村名古屋市長が「一言言いたかったんだろう。教育委員会から文科省に聞いてみる必要がある」という趣旨のコメントをしていた。それを追いかけるように、名古屋市教育長と中学校長の記者会見が放映された。このお二人の堂々とした受け答えに触れることができ、それまでのモヤモヤが晴れてきた。ここでは、お天道様はちゃんと輝いていた。

■ 記録管理学体系化に関する研究 記録管理学会の研究プロジェクト 2017.9～(続編)

12月、1月、2月と研究会を開催した。12月はメンバ

ーからの発表を聞き、1月2月は事例研究のための見学会とヒアリング。地道な活動だと自認している。しかし、その傍らで世の中は公文書の管理をめぐる話題が沸騰してしまった。2017年2月17日の安倍首相発言が発端で、公文書の書き換え(実際は改竄だ!)が行われ、改竄後の資料が国会に提出されたいことがじりじりと明るみに出てきている。公文書、とりわけ完結文書の内容を、国会答弁に矛盾しないように書き直しちゃったという話だから、これは救い難い。財務省近畿財務局の担当者がこの作業を行ったうえ、命を落としたことも報じられている。日本の民主主義が根底から崩れた、といったコメントが出た。同感だ。去年の2月に国会で問題にされたところから、改竄後の資料に基づく国会論議が行われ、解散総選挙が行われたのだから、だまされっぱなしの一国民として怒り心頭である。

記録管理学体系化研究に戻ろう。記録はいったん確定したらその内容は未来永劫不変であることが条件だ。変更が加えられた場合、当該記録とは「別物」として扱われる。うん、体系化の土台として、こうした点をきちんと盛り込む必要がある。当たり前だと思っていたことを、改めて文字にして記録化し、その位置づけを明確化することが必要なのだろう。

改めて考えさせられる。変更された記録からは、本来的な記録、確定した事実を記したモノとしての価値が失われる。そんな当たり前の「定理」ともいべき前提が踏みこじられてしまっただけで、役所も地に落ちたものである。

記録管理学会も、こういう時にこそ社会的提言なり発言なりをする必要があるはずだ。記録管理学体系化なんて、悠長なこと言っていないで、公文書のような正式記録が容易に改竄されないようにするための倫理的方法論をちゃんと考えなければいけないと思う。

■ 下北沢駅界隈

1985年か15年ほど、このあたりに住んでいた。子育て真っ盛りで下北沢保育園とか、代沢小学校とか、タウンホールとか、とてもお世話になった。小田急線と京王井の頭線が地上で交差し、駅の傍らには戦後のやみ市の名残の市場が残り、劇場があるので若くてチャレンジングな人々がやってくる活気あふれる街だった。

3月3日、久しぶりにこのあたりを訪れた。小田急線の駅は地下化され、その日からは急行と各停とは地下1階2階に分かれて運行され始めたところだった。元の駅周辺地上の景色はずいぶん変わっていた。南西口という改札ができた。でも井の頭線西口改札は相変わらずで安心。元の小田急地上線路は工事中のフェンスに囲まれながら、なんとなく見通しが良くなった。21世紀の変化が、具体的に見えてきたのだろう。われら団塊の世代はそろそろ古希をむかえようとしている。昭和は遠くなりけり、か。(ち)